

藤沢市図書業務員に関する規則の一部改正について  
藤沢市図書業務員に関する規則の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年） 3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成18年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市第2次行政改革の検討結果に基づき、図書館運営の専門性を高め、市民サービスの向上を図るとともに効率的な執行体制とするために、新たな業務員制度を導入する必要による。

藤沢市図書業務員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 開 沼 佳 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書業務員に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書業務員に関する規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職種及び業務）

第2条 業務員は、次の表の左欄に掲げる職種に応じ、総合市民図書館長の指示に従い、市民図書館又は市民図書室において、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行うものとする。

図書業務員（専門）	(1) 成人・児童サービス，視聴覚，各種行事の開催， 市民図書室などに関わる企画・運営業務 (2) 図書業務員（一般）の業務 (3) 図書業務員（一般）及び臨時職員への指導・助言 (4) その他館長が必要と認めた業務
図書業務員（一般）	(1) 貸出・返却及び予約業務 (2) 読書案内業務 (3) 資料選定及び資料整理業務 (4) 各種行事の開催業務 (5) その他館長が必要と認めた業務

第5条中、「28」を「30」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

藤沢市図書業務員に関する規則新旧対照表

改正後	現行	備考						
<p>○藤沢市図書業務員に関する規則 平成4年3月31日 教委規則第3号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、図書館の円滑な運営と活動の充実を図るため、図書館に非常勤の職員として図書業務員(以下「業務員」という。)を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めるものとする。 <u>(職種及び業務)</u> 第2条 業務員は、<u>次の表の左欄に掲げる職種に応じ</u>、総合市民図書館長の指示に従い、市民図書館又は市民図書室において、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる業務</u>を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 683 996 1209"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書業務員 (専門)</td> <td> <u>(1) 成人・児童サービス、視聴覚、各種行事の開催、市民図書室などに関わる企画・運営業務</u>  <u>(2) 図書業務員 (一般) の業務</u>  <u>(3) 図書業務員 (一般) 及び臨時職員への指導・助言</u>  <u>(4) その他館長が必要と認めた業務</u> </td> </tr> <tr> <td>図書業務員 (一般)</td> <td> <u>(1) 貸出・返却及び予約業務</u>  <u>(2) 読書案内業務</u>  <u>(3) 資料選定及び資料整理業務</u>  <u>(4) 各種行事の開催業務</u>  <u>(5) その他館長が必要と認めた業務</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(資格) 第3条 業務員は、次のいずれかの資格を備える者とする。 (1) 司書、司書補又は司書教諭の資格を有する者 (2) 社会教育又は学校教育の活動に携わった経験を有する者</p>	職 種	業 務	図書業務員 (専門)	<u>(1) 成人・児童サービス、視聴覚、各種行事の開催、市民図書室などに関わる企画・運営業務</u> <u>(2) 図書業務員 (一般) の業務</u> <u>(3) 図書業務員 (一般) 及び臨時職員への指導・助言</u> <u>(4) その他館長が必要と認めた業務</u>	図書業務員 (一般)	<u>(1) 貸出・返却及び予約業務</u> <u>(2) 読書案内業務</u> <u>(3) 資料選定及び資料整理業務</u> <u>(4) 各種行事の開催業務</u> <u>(5) その他館長が必要と認めた業務</u>	<p>○藤沢市図書業務員に関する規則 平成4年3月31日 教委規則第3号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、図書館の円滑な運営と活動の充実を図るため、図書館に非常勤の職員として図書業務員(以下「業務員」という。)を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 業務員は、総合市民図書館長の指示に従い、市民図書館又は市民図書室において、概ね次の各号に掲げる職務を行うものとする。 (1) 貸出・返却及び予約 (2) 読書案内 (3) 資料選定及び資料整理 (4) 読書会等の行事の開催</p> <p>(資格) 第3条 業務員は、次のいずれかの資格を備える者とする。 (1) 司書、司書補又は司書教諭の資格を有する者 (2) 社会教育又は学校教育の活動に携わった経験を有する者</p>	
職 種	業 務							
図書業務員 (専門)	<u>(1) 成人・児童サービス、視聴覚、各種行事の開催、市民図書室などに関わる企画・運営業務</u> <u>(2) 図書業務員 (一般) の業務</u> <u>(3) 図書業務員 (一般) 及び臨時職員への指導・助言</u> <u>(4) その他館長が必要と認めた業務</u>							
図書業務員 (一般)	<u>(1) 貸出・返却及び予約業務</u> <u>(2) 読書案内業務</u> <u>(3) 資料選定及び資料整理業務</u> <u>(4) 各種行事の開催業務</u> <u>(5) その他館長が必要と認めた業務</u>							

(3) その他教育委員会が適当と認める者  
(任期)

第4条 業務員の任期は、1年を超えない期間とする。

2 教育長は、業務員を再任することができる。

(勤務時間)

第5条 業務員の勤務時間は、1週間当たり30時間以内とし、その割り振りについては、総合市民図書館長が別に定める。

(委嘱)

第6条 業務員は、第3条に定める資格を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

(報酬等)

第7条 業務員の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則の運営等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(藤沢市図書業務員に関する規則の廃止)

2 藤沢市図書業務員に関する規則(平成4年藤沢市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧藤沢市図書業務員に関する規則の規定により委嘱されている図書業務員は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の委嘱期間については、なお従前の規定による。

附 則(平成7年教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第 号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(3) その他教育委員会が適当と認める者  
(任期)

第4条 業務員の任期は、1年を超えない期間とする。

2 教育長は、業務員を再任することができる。

(勤務時間)

第5条 業務員の勤務時間は、1週間当たり28時間以内とし、その割り振りについては、総合市民図書館長が別に定める。

(委嘱)

第6条 業務員は、第3条に定める資格を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

(報酬等)

第7条 業務員の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則の運営等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(藤沢市図書館サービス業務員に関する規則の廃止)

2 藤沢市図書館サービス業務員に関する規則(平成2年藤沢市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧藤沢市図書館サービス業務員に関する規則の規定により委嘱されている図書館サービス業務員は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の委嘱期間については、なお従前の規定による。

附 則(平成7年教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。